

熊本市緑の基本計画 改定

～森の都に暮らす クマモト グリーン クオリティープラン～

施策体系案

- 1 豊かな自然の保全・共生【緑を守る】
- 2 緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出【緑を育む】
- 3 さまざまな機能を持つ緑の魅力づくり【緑を活かす】
- 4 緑を支える人づくり・組織づくり【緑を繋げる】

施策体系案 1. 豊かな自然の保全・共生（緑を守る）

・主に山地部や田園集落地域等を対象に、「豊かな自然の保全・共生」に努めることとし、以下の施策を実施します。

施策の方向性

施策 赤字:新規施策

(1) 森林・河川の保全

自然
環境
保全

■地域性緑地等による緑の保全

「森の都」の景観形成上、良好な自然環境を有する地区を将来にわたり保全するため、特別緑地保全地区の指定、広域的な見地のもと、都市整備と調和した総体的な緑を保全するため、緑地保全地域の指定に関して検討します。また、「森の都」の緑豊かな都市景観を維持するため、風致地区内の緑を保全します。

■水源かん養域の保全や推進

緑の持つ水源かん養機能をより発揮させるため、市内の水源かん養域の緑の保全および、市内の緑へ豊かな地下水をもたらす市外の水源かん養域の緑を保全します。

■環境に配慮した河川整備の推進

河川整備にあたっては、生態系に配慮するなど、自然環境に配慮した水辺環境の形成に努めます。

■健全な森づくりの推進

森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて健全な森づくりを推進するとともに、市民との協働による放置竹林対策を推進します。

- ①特別緑地保全地区・緑地保全地域の候補地の選定 (環境共生課)
- ②特別緑地保全地区・緑地保全地域地区指定の調査・検討 (環境共生課)
- ③風致地区内の緑の保全啓発 (都市政策課)
- ④風致地区内の開発時の緑の保全 (都市政策課)

- ①市内の水源かん養域の森林の保全 (農業政策課森づくり推進室)
- ②市外の水源かん養域の森林の保全 (水保全課)
- ③白川・緑川等の上流域との交流・連携の推進 (水保全課)

- ①環境に配慮した河川整備の推進 (河川課)

- ①山地災害防止等森林の多面的機能の発揮 (農業政策課森づくり推進室)
- ②管理された竹林の拡大（市民協働の取組と里山の保全） (農業政策課森づくり推進室)

(2) 身近な緑の保全

田園
共生

■環境保護地区の適正管理

市街地およびその周辺に残された貴重な樹林地等を、地権者の理解と協力を得て環境保護地区に指定し、保全します。

■保存樹林・保存樹木の適正管理

地域に残る名木や古木等を、地域のランドマークとして永続的に保護・育成するため、保存樹木の適正管理を推進します。

■貴重な緑としての農地の保全

農業の振興を図り、緑の効用を有する農地を保全するため、優良農地の確保と保全に努めます。

- ①指定地区の適正管理の推進 (環境共生課)

- ①管理の助成 (環境共生課)
- ②樹木診断の実施 (環境共生課)

- ①熊本農業振興地域整備計画に基づいた優良農地の確保・保全 (農業政策課)
- ②人・農地プランの作成を通じた担い手への農地集積・集約化の推進 (農業政策課)

(3) 生物多様性に配慮した自然環境の保全

自然
環境
保全 田園
共生 中心
市街地
緑創出 市街地
緑創出

■熊本市生物多様性戦略の推進

生物の生息・生育地の保全により生物多様性に配慮した緑化に努めます。

■Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の視点の推進

森林等の生態系が有する防災・減災機能を発揮し、自然災害リスクのみならず、地域社会の発展や生物多様性の保全等に取り組みます。

- ①絶滅危惧種の保全 (環境共生課)
- ②外来種対策の実施 (環境共生課)

- ①Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の視点の推進 (環境共生課、農業政策課森づくり推進室)

施策体系案 2. 緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出（緑を育む）

・主に公共・民間が一体となって整備・管理する公園・公共施設、またその他のまちなかの緑を対象に、「緑あふれる都市づくりに向けた緑の創出」に努めることとし、以下の施策を実施します。

施策の方向性

施策 赤字:新規施策

(1) 公共施設等の緑化

中心市街地緑創出 市街地緑創出

■道路の緑化

潤いと安らぎある街路樹空間を創出するため、景観や安全性・快適性を考慮した街路樹の形成はもとより、適正かつ持続可能な維持管理に努めます。

■学校の緑化

将来の森の都の担い手となる子どもたちの環境教育の場として、学校の適切な維持管理と花壇等の緑化を推進します。

■その他の公共施設の緑化

市民のスポーツ振興や、健康増進の場となる緑豊かな社会体育施設の適切な維持・管理を行います。まちづくりセンター、コミュニティーセンター等の公共施設では、地域の植生や緑の効果に配慮した緑化を進めます。またヒートアイランド対策を推進します。

- ①街路樹等の再生整備の推進 (道路整備課)
- ②市電の軌道敷の緑化 (環境共生課)

- ①学校樹の適切な緑化の推進 (施設課)
- ②花壇等の緑化の推進 (指導課)

- ①社会体育施設の緑の適切な維持・管理 (スポーツ振興課)
- ②公共施設の緑化充実 (各施設管理所管課)
- ③公共施設におけるグリーンカーテンの普及 (各施設管理所管課・環境共生課)

(2) 民有地の緑化

中心市街地緑創出 市街地緑創出

■まちぐるみの緑化

地域全体で緑豊かなまちをつくるため、市民、事業者、行政が一体となって緑化を推進します。

■商業地域の緑化

商業地では、それぞれの特性に応じた、賑わいのある中にも安らぎを感じる緑の空間を創ります。

■工業地域の緑化

工業地では、職場環境の向上、建物周辺環境の保全、地域社会の融和を図るために、工場、事業所等の緑化を促します。

■建築・開発時における緑の保全・創出

開発による樹林地の減少や周辺環境の悪化、開発行為者に対して、緑の保全、緑化の推進に関して指導します。

■緑を活用した景観まちづくりの推進

「森の都」としての知名度・質の向上に向けて、緑を活用した景観まちづくりを推進します。

- ①緑地協定の締結推進 (環境共生課)
- ②つながりの森づくりの推進 (環境共生課)
- ③市民緑地認定制度の活用検討 (環境共生課)
- ④壁面・屋上緑化助成制度の活用促進 (中心市街地以外) (環境共生課)

- ①総合設計制度の活用 (建築指導課)
- ②商店街等の緑化の推進 (商業金融課)

- ①敷地内の緑化の推進 (企業立地推進室)
- ②特定工場の新設・増設に関する届出制度の適切な運用 (企業立地推進室)

- ①事前協議の義務づけ (環境共生課)
- ②樹林地等の保全の要請 (環境共生課)
- ③緑地の確保・緑化推進の指導 (環境共生課)

- ①景観重点地域における行為届出の促進 (都市整備景観課)
- ②景観まちづくりのための市域全域における行為(大規模行為等)届出の促進 (都市整備景観課)

(3) 中心市街地の緑化

中心市街地緑創出

■官民連携による緑化の推進

中心市街地は、土地の高度利用により緑化スペースが少ない状況にあります。そのため屋上・壁面緑化、アーケード内緑化の推進の他、総合設計制度の利用による、緑の創出を促します。

■中心市街地での各種緑化事業の推進

中心市街地のうち、特に重要な区域において、緑地・広場等の整備に努めます。

■緑化地域の指定に関する調査等

都市緑地法に基づき、大規模敷地における建築物を対象に、緑化率規制が可能となる緑化地域の指定に関して検討します。

- ①アーケード内緑化 (環境共生課)
- ②壁面・屋上緑化助成制度の活用促進 (環境共生課)
- ③中心市街地活性化に寄与する広場づくり (まちなか再生プロジェクト、ウォーカーブル事業) (都市整備景観課)

- ①シンボルプロムナード・花畑広場の整備 (都市整備景観課)

- ①候補地の選定及びその地区の指定に必要な事項についての調査・検討 (環境共生課)

施策体系案 3. さまざまな機能を持つ緑の魅力づくり（緑を活かす）

・主に今ある緑の効用を最大化することを対象に、「さまざまな機能を持つ緑の魅力づくり」に努めることとし、以下の施策を実施します。

施策の方向性

施策 赤字:新規施策

(1) 森林等の緑の機能を活用



■森林・竹林の維持管理と有効活用

金峰山や立田山の森林を市民の環境教育や野外レクリエーションの場として活用する等、森林・竹林を適切に活用し、市民が森に親しむ環境を整備します。

■農地の有効活用

市民が農とふれあい、農業への理解を深める場となる市民農園の利用を推進します。

■緑の適切な維持管理

これまで整備してきた既存の緑について、その効果を最大限に発揮するため、適切に維持管理を図ります。また洪水・火災等の緩衝・防災機能を有する緑については、災害時に機能するよう適切に維持管理・活用を図ります。

- ①立田山憩の森の活用(遊歩道の整備、健康アプリ等ICTの活用など) (環境共生課、健康づくり推進課)
- ②金峰山ふれあいの森林の整備拡充(遊歩道の整備など) (農業政策課森づくり推進室)
- ③市民が親しむ森林空間の創出(レクリエーションや憩いの場整備) (農業政策課森づくり推進室)
- ④雁回山の活用(遊歩道の整備) (農業政策課森づくり推進室)

- ①市民農園の利用促進 (農業政策課)
- ②観光農園の利用促進 (農業政策課)

- ①街路樹の持続可能な管理手法の検討 (道路整備課)
- ②街路樹のグリーンインフラとしての活用検討(貯留機能、避難路の確保、防風・防火) (道路整備課)
- ③公共施設における緑の適切な維持管理 (各施設管理所管課)
- ④街路樹や公園の樹木のせん定後の木材の再利用(チップなど) (道路整備課、公園課)

(2) 都市公園の質の向上



■公園等の特性に応じた質の向上

都市基幹公園(総合公園、運動公園)や広域公園は、自然とのふれあいや総合的なレクリエーション、運動の場となり、災害時には広域避難場所等にもなる公園です。都市の緑の拠点となる公園を維持保全するとともに熊本城公園の復旧も進めます。特殊公園(歴史公園等)は、史跡等の文化財の公開等を目的とした、市民のレクリエーションの場となる公園です。歴史文化資源を活かした公園の維持・保全を進めます。

■誰もが利用しやすい魅力ある公園づくり

公園の魅力を再発見し、今以上に活用するため、市民ニーズに対応し、誰もが何度も利用したくなるような個性豊かな公園を、地域住民や民間企業等との協働で維持管理します。

■災害に役立つ公園づくり

災害時の一時避難場所としての公園の機能確保を図ります。

■官民連携による公園の質の向上

公園の魅力を再発見し、今以上に活用するため、地域住民や民間企業等の民間活力を導入した公園づくりを進めます。

■官民連携による公園の維持・管理

いつでも誰でもが安全・快適に公平で、楽しい利用ができるように、管理運営を充実するとともに、計画的な管理運営に努めます。

■公園不足地域の解消

公園は、市民の身近なレクリエーションやコミュニティ形成の場となり、災害時には一時避難場所等にもなります。不足する地域に計画的に整備し、歩いて行ける公園のネットワークを広げます。

- ①熊本城公園の復旧及び活用 (熊本城総合事務所)
- ②運動公園の活用促進 (スポーツ振興課)
- ③水前寺江津湖公園の活用(動植物園の園内改修、遊歩道の整備など) (動植物園)
- ④狭小公園の活用(コミュニティガーデン) (公園課)
- ⑤歴史公園の活用促進 (文化財課)

- ①人にやさしい公園づくり(長寿命化計画の公園施設改修に伴うバリアフリー化) (公園課)
- ②禁止事項緩和の公園づくり (公園課)
- ③ふれあいベンチを設置した公園づくり (公園課)

- ①広場・防災倉庫等の災害対応のための機能確保 (危機管理防災総室)
- ②火災時延焼対策としての公園の活用 (公園課)
- ③防災クラブが設置する防災倉庫等施設の設置許可 (公園課)

- ①パークPFI等を活用した民間活力の導入 (公園課)
- ②ICT活用による公園利用の促進 (公園課)

- ①公園利用の促進(公園使用許可条件の緩和、新たな財源確保(使用料・占用料等)の確保) (公園課)
- ②効率的な管理体制づくり(指定管理者制度の活用等) (公園課)
- ③市民参加の公園管理の充実(パークマネジメントの検討及び推進) (公園課)

- ①公園不足地域における住区基幹公園の整備 (公園課)
- ②住民参画による公園づくり (公園課)

(3) 都市緑地の活用



■自然環境を保全・活用した緑地の整備

都市緑地は、都市の自然環境を保全し、都市景観の向上を図る緑地です。市街地及びその周辺に残る良好な樹林地や河川等を保全・活用します。

- ①神園山小山山緑地、戸島山緑地の活用(遊歩道の整備など) (公園課)
- ②白川の河川敷の活用の検討 (公園課)

施策体系案 4. 緑を支える人づくり・組織づくり（緑を繋げる）

・「緑を支える人づくり・組織づくり」に努めることとし、以下の施策を実施します。

施策の方向性

(1) 緑化意識の高揚



■緑化に関する行事の開催

市民が自然や緑に親しみを増すイベントを実施します。

■緑化に関する広報・情報発信の充実

市民が緑や緑化活動に関心がもてるように、緑の役割、市や市民の緑化活動等について情報を提供します。

■環境緑化教育・学校における緑化活動の充実

子どもたちの豊かな感性を育てるため、環境緑化教育、学校における緑化活動を地域等と連携し進めていきます。

■緑化活動に対する表彰

市民の自発的な緑化活動に対して感謝するとともに、活動への参加意欲が増すように、表彰します。

(2) 市民・事業者との協働による緑化活動の展開



■市民活動団体の活動促進

既存団体の活動の活性化に努めるとともに新たな市民ボランティア団体の組織化を図ります。

■緑化活動を通じた健康づくり

緑化活動が環境負荷の低減のみならず、健康増進効用も有することを鑑み、これらが連携した啓発等を行います。

■緑化技術講習会の普及・指導

市民が緑化活動を進めるにあたって必要となる植栽技術や維持管理技術等を講習会やみどりのマスター養成講座等によって普及・指導します。

■企業等の植樹活動推進

企業等の自主的な緑化運動を働きかけます。

(3) 緑化推進のための組織運営強化



■その他基金等の活用

良好な自然環境の確保に資するための「ふるさとの森基金」の充実を図ります。

■関係団体との連携

熊本県緑推進委員会、地域みどり推進協議会、くまもと緑景観協働機構との連携の充実を図ります。

■協議会等の設置

市民、事業者、有識者等が一体となって本計画を推進するため、体制を整えます。

施策 赤字:新規施策

- ①緑のイベントの開催とPR(全国都市緑化くまもとフェアの開催、(仮称)くまもと環境フェア)
(公園課全国都市緑化フェア推進室、環境政策課)
- ②緑化コンテスト等の実施
(環境共生課)

- ①広報活動の実施 (環境共生課)
- ②パンフレット等の作成・配布 (環境共生課)
- ③緑の相談所の利用促進 (動植物園)
- ④ICT、AIなどを活用した市民参加型の緑化意識向上の取組 (環境共生課)

- ①みどりの少年団等との連携による体験活動の推進 (環境共生課)
- ②学校環境緑化コンクールの実施(小中学校における審査部門や相談助言部門の設置、校長会等を活用した参加の促進) (指導課、環境共生課)
- ③森林等の環境教育の場としての活用 (農業政策課森づくり推進室)
- ④自然観察会の企画 (環境総合センター、環境共生課、農業政策課森づくり推進室、動植物園)
- ⑤デコレーション花壇コンテスト(NEO GREEN PROJECT) (公園課全国都市緑化フェア推進室)
- ⑥花苗配布活動の推進 (環境共生課)
- ⑦公園の樹木への樹名板や緑化教育のためのポスター・看板の設置 (環境共生課、公園課)
- ⑧地域のボランティアやPTA等と連携した学校緑化 (指導課)
- ⑨緑化意識の高揚の環境緑化教育・学校における緑化活動の充実 (指導課)

- ①緑化功労者等の表彰 (環境共生課)
- ②学校環境緑化コンクールの表彰 (指導課)

- ①公園愛護会の活動促進 (公園課)
- ②公共施設愛護団体の育成(道路美化ボランティア、河川美化ボランティア) (土木総務課)
- ③緑のまちづくりボランティアの運営支援 (環境共生課)
- ④森林ボランティアの育成 (水保全課)
- ⑤緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の活用検討 (環境共生課)
- ⑥自治会、地域ボランティアなどと連携した緑化活動の推進 (各まちづくりセンター)
- ⑦地域の緑化市民運動への支援 (環境共生課)

- ①緑化活動を通じた健康づくり (健康づくり推進課)

- ①講習会・研修会等の実施 (環境共生課、動植物園)
- ②緑のマスター養成講座の実施、活動促進 (環境共生課)
- ③花の育て方講習会 (環境共生課)

- ①企業のCSR活動への支援 (環境共生課、道路整備課、公園課、河川課、農業政策課森づくり推進室)
- ②スポンサー花壇制度・パートナー花壇制度(NEO GREEN PROJECT) (公園課全国都市緑化フェア推進室)

- ①「熊本市ふるさとの森基金」の充実 (環境共生課)
- ②緑のじゅうたんサポーター基金の運営 (環境共生課)

- ①緑の羽根基金の運営 (環境共生課)
- ②くまもと緑景観協働機構の活用 (環境共生課)

- ①緑の基本計画推進連絡協議会の設置 (環境共生課)